

## 省エネ診断事業参加に関する同意事項

本同意事項は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が執行する「令和 5 年度補正予算「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業）」（以下、「本事業」という。）で、S I I から交付決定を受けた事業者（以下、「登録診断機関」という。）が提供する、工場・ビル等におけるエネルギー管理状況の診断、及び運用改善や設備投資の提案等を行うサービス（以下、「省エネ診断」という。）に申し込むにあたり、診断対象者が同意すべき事項を定めたものである。

診断対象者は、登録診断機関が提供する省エネ診断に申し込む場合、以下の同意事項へ同意するものとする。

### 1. 診断対象者要件

診断対象者は、以下の各号を全て満たしています。

- ① 国内において拠点を有する法人・個人事業主であって、省エネ診断を受診する事業所において、現に事業活動を行っています。
- ② 公的資金で支援する支援先として社会通念上適切と認められない者ではありません。
- ③ 以下の（ア）～（エ）に該当する法人・個人事業主（中小企業基本法に定める中小企業者）です。又は会社法上の会社に該当しない事業者であり、診断実施場所は前年度もしくは直近 1 年間のエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500 k l 未満の事業所です。なお、年間エネルギー使用量を診断対象者が把握していない場合、登録診断機関が省エネ診断を実施する前に確認を行います。

（ア）製造業、建設業、運輸業、その他の業種の場合、資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下

（イ）卸売業の場合、資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下

（ウ）サービス業の場合、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下

（エ）小売業の場合、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 50 人以下

- ④ ③（ア）～（エ）に該当する中小企業であり、年間のエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500 k l 以上の事業所である場合、以下の（ア）～（イ）のいずれかに該当する「みなし大企業」ではないことを、診断対象者の責任においてその旨を宣誓します。なお、上記の事業所に該当する場合は、S I I が提供する「みなし大企業に該当しないことの宣誓書」を省エネ診断契約締結までに登録診断機関へ提出します。

(ア) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。

(イ) 省エネ診断契約締結時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超える中小・小規模事業者。

## 2. 登録診断機関による申込拒絶

以下の各号のいずれかに該当すると登録診断機関が判断した場合、申し込みを承諾しないことがあることに同意します。

- ① 省エネ診断の提供が技術上困難な場合
- ② 省エネ診断の料金支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合
- ③ 診断対象者が本同意事項に違反している場合、又は違反するおそれがあると登録診断機関が判断した場合
- ④ 診断対象者が反社会的な団体又は反社会的な団体の構成員である、又はそのおそれがあると登録診断機関が判断した場合
- ⑤ その他、登録診断機関が定める省エネ診断を提供する要件を満たしていないと、登録診断機関が判断した場合

## 3. 省エネ診断報酬と報酬の支払について

登録診断機関と省エネ診断契約等を締結した場合、登録診断機関が提示する見積書に記載がある報酬を支払う必要があることを承知しています。報酬の支払に必要な振込手数料は、診断対象者が負担します。

## 4. 省エネ診断への協力

診断対象者は、登録診断機関に対し、省エネ診断の達成及び効果的な成果の実現のために、以下の協力を行います。

- ① 省エネ診断に必要な資料及びデータの提供
- ② 省エネ診断時に立ち会う責任者の任命と、ヒアリング対応及び診断先構内のウォークスルーの誘導
- ③ その他、省エネ診断の実施に必要な協力

## 5. 本事業の禁止行為

診断対象者は、本事業に参加するにあたり、以下の行為は行いません。また、登録診断機関から以下に類する行為があった場合、速やかにS I Iへ報告します。

- ① 登録診断機関に対し、キャッシュバックやその他の特別な優遇を求めるような行為。

- ② 本事業と関係がない個別の商品の営業、見積り、販売、設置活動等の営業活動をする行為

## 6. 反社会的勢力の排除

診断対象者は、以下に定める反社会勢力に該当しないことを確約します。

- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）ではないこと
- ② 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本同意事項に同意するものでないこと
- ④ 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていないこと
- ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- ⑥ 本同意事項に関して、自ら又は第三者を利用して、以下の（ア）～（イ）の行為をしないこと
  - （ア）相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - （イ）偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

## 7. 省エネ診断契約の停止

診断対象者は、登録診断機関が1. から6. の同意事項に反すると判断した場合、何らの催告を要さずに、省エネ診断が停止される場合があることを承知しています。

## 8. 損害賠償等

診断対象者が、本同意事項に反していた場合、本事業においてS I Iが登録診断機関に支払う補助金が支給されない場合があることを承知しています。その場合、補助金相当額が、登録診断機関から診断対象者へ請求される場合があることを承知しています。

## 9. 調査への協力

診断対象者は、S I Iが実施する省エネ診断に関するアンケート等に協力します。また、S I Iが本事業の実施状況、本事業に係る費用の用途その他必要な事項の確認のため、診断対象者の事務所等に立ち入り、記録・書類等の調査を行うことに同意します。